

会員各位へのお報せ（9月13日理事会決定の通知）

日本毒性病理学会 理事長

立松 正衛

謹啓

日本毒性病理学会会員各位におかれては、平素より本学会の発展に対し、多大な御貢献を賜り、厚くお礼申し上げます。

会員各位による御貢献には、種々のものが含まれていますが、その重要なひとつとして、学会活動の基盤となる会費の御納入が挙げられます。それ故、歴代理事会においては、従来より、一部の会員による会費滞納が問題視され、それを解消すべく、様々な努力を行ってきたところではありますが、残念ながら、現在でも完全な解決をみるに至っていません。このことについて、日本毒性病理学会会則は、その第9条2項において、「年会費を2年以上滞納した場合は、理事会の議を経て除名させることができる。」と謳っていますが、これまでは、この条文の発動が見合わされてきたところでもあります。しかしながら、理事会としては、これ以上会費滞納を放置することが、多くの会員がきちんと会費を納入していただいていることに鑑みて、許されるべきでなく、また、将来の学会活動に対する悪影響も危惧されるものと考え、同条文を発動することを決意し、付随事項を含め、平成20年9月13日付を以て以下の決定を行いました。

会員各位におかれては、本通知の内容に対して、御理解と御高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 平成21年度開始時点において2年度以上の会費を滞納している場合は、機関誌の発送を停止する。
- 平成21年度開始時点において3年度以上の会費を滞納している場合は、最終督促通知を発送し、それでも納入が為されない場合、上記会則に従い、理事会の議を経て除名とする。なお、当該個人が評議員・認定毒性病理専門家等、学会員であることを前提とする各種資格を保有している場合、そ

これらの資格は、除名時点で喪失するものであることを、ここに確認する。

なお、除名者の本会への再加入は原則認めない。

- 上記2項の処置は、平成22年度以後、各年度開始時点における状況に、基き、同様に行うものである。
- 本理事会決定時点（平成20年9月13日）後の退会申請者について、申請時点での会費滞納がある場合はその完済を求め、完済なき場合は退会を認めず除名とする。
- 本決定（平成20年9月13日）後においては、新規評議員の推薦・任期満了評議員の資格更新申請・功労会員および名誉会員への推輓・毒性病理専門家認定試験の受験申請・認定期間終了に伴う認定毒性病理専門家の資格更新申請に当たって、申請時点において会費滞納のないことを前提とする。

なお、現時点における会費滞納者に対しては、本告知の内容説明を添えた督促通知を、可及的速やかに行う。

以上